## 新潟県条例第10号

新潟県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

新潟県住民基本台帳法施行条例(平成14年新潟県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条等を除く。)に改める。

改 正 後

(本人確認情報の利用及び提供)

(本人確認情報の保護に関する審議会)

- 第2条 法<u>第30条の15第1項第2号の条例で定める</u> 事務は、新潟県個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例(平成27年新潟県条例第57号。 以下「番号利用条例」という。)別表第1の左欄に 掲げる執行機関のうち知事が行う同表の右欄に掲 げる事務とする。
- 2 法第30条の15第2項第2号の条例で定める知事 以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」 という。)は、番号利用条例別表第1の左欄に掲げ る執行機関のうち知事以外のものとし、同号の条 例で定める事務は、当該執行機関が行う同表の右 欄に掲げる事務とする。
- 3 知事が行う法第30条の15第2項(第2号に係る 部分に限る。)の規定による法第30条の8に規定す る都道府県知事保存本人確認情報のうち法第7条 第13号に規定する住民票コード以外のもの(以下 「特定都道府県知事保存本人確認情報」という。) の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれか の方法により行うものとする。
  - (1) 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法
  - (2) 規則で定めるところにより、知事から特定都 道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を 確実に記録しておくことができる物を含む。)を 知事以外の執行機関に送付する方法

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第4条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)第44条第1項

に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。

第2条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)第44条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。

正

第3条 (略)

附則

第3条 (略)

この条例は、公布の日から施行する。